

著書紹介：人々の思考の極端化現象と 民主主義

CASS R. SUNSTEIN, GOING TO EXTREMES: HOW LIKE MINDS
UNITE AND DIVIDE (Oxford Univ. Press, 2009)

早 瀬 勝 明

1. はじめに

Cass R. Sunstein 教授は、数年前にシカゴ大学からハーバード大学に移り（休職中）、2011年1月現在、Obama 政権の下で行政管理予算局情報規制対応室の室長についている。研究者としての彼は、憲法、環境法、行動経済学など多様な分野で業績を残しているが、本書は、集団極化を中心に、集団が極端化していく現象について考察するものである。集団極化とは、「個人のもともとの意見や判断が、何らかの集団経験後、より極端になる現象をいう⁽¹⁾」。集団の極端化について、Sunstein は以前から考察を行っており、最初は論文のかたちで公表されている（Deliberative Trouble? Why Groups Go to Extremes.⁽²⁾ この論文の拙訳を含む Sunstein の翻訳論文集『ミニマリズムと熟議の憲法理論（仮題）』が近日公刊される予定である）。

2. 本書の概要

5つの章から成る本書は（1. Polarization、2. Extremism: Why and When、3. Movements、4. Preventing Extremism、5. Good Extremism）、人々は、自分と似た考えの集団の構成員になると、極端に走るようになる可能性

（甲南法学'11）51-4-309（959）

紹介

が非常に高い、というところに主眼を置く。

第1章では、極化現象について様々な実験や調査の結果が紹介されている。一定の考えの傾向をもつ人々が、同様の考えをもつ人達との間で議論を交わすことで、元々の傾向がますます強まり極端化していく様子が描き出される。第2章では、極端化はなぜ、どのような場合に起こるのかについて、様々な角度から検討が行われる。第3章では、現実に極端に走った人々の行動について、抵抗運動や、投資バブル、民族紛争やテロを素材に、検討している。第4章は、不当な極端化を防ぐ手だてについて考察が行われる。Sunstein が最も重要視するのは、抑制と均衡のシステムである。第5章では、極端化が常に悪いわけではなく、集団極化が好ましい場合もあるとされた上で、社会における議論がうまく機能する条件について考察が行われている。

第1章 極化

本章ではまず、Sunstein が2005年に Reid Hastie と David Schkade と共にコロラド州で行った実験が紹介される。この実験では、リベラル派と保守派、それぞれ同様の傾向の考えをもつ集団が作られた。そして、同性婚の是非など3つのテーマについて、各集団に15分間の討論をさせた。結果として起こったのは次のようなことであった。第1に、ほとんどすべての集団で、構成員たちはそれぞれより極端な立場をとるようになった。第2に、リベラル派と保守派どちらの集団においても、集団内の意見の相違が減少し均一化が生じた。第3に、すべての討論テーマについて、リベラル派と保守派の溝がより深まった。

人々が考えの似た者同士で話をすると、彼らは元々の考えをより強化し、集団内の意見の多様性を減じる方向に向かう。このことは、連邦裁判官の判決や陪審による懲罰的損害賠償の額の決定の場面でも確認される。例えば、民主党所属大統領任命の裁判官と共和党所属大統領任命の裁判官の裁判官とでは、元々判断の傾向が異なるが、同じ政党所属の大(甲南法学'11) 51-4-310 (960)

統領が任命した裁判官だけで合議体を作ると（例えば、3人とも民主党）、その傾向の違いはより顕著になる。このような現象は実験だけではなく、実際の判決の分析によっても明らかになっている。一例として、同性愛者の権利に関わる事案では、同性愛者の側に好意的な立場をとるのは、民主党任命の裁判官57%、共和党任命の裁判官16%。これに対し、3人とも民主党任命の裁判官の合議体になると100%、共和党だけの合議体は14%となる（ただし、中絶や死刑など、合議体の構成によって変化が起こらない問題領域もある）。また、懲罰的損害賠償の額を決定する模擬陪審実験では、審議前の個別の陪審員の中間額よりも高い額が決定される傾向が確認された。しかも、27%の陪審は、審議前の個別の陪審員の最高額を上回る額を決定した。

この他、集団的決定（例えば、捕虜収容所から脱走するか否か）において、集団での討論後に、討論前の個人的決定に比べて危険度の高い決定をするように変化するリスク・シフトや、逆に安全度の高い決定をするようになるコーシャス・シフトの例が紹介されている。

第2章 極端化はなぜ、どのような場合に起こるのか

例えば、自分の考えに確信をもっていなかった人でも、他の人も自分と同じように考えていることが分かれば、その考えに確信をもてるようになる。その考えが正しいとは限らない。しかし、似たような考えの人々が集まって意見を述べ合うことで、その集団構成員は自分たちの考えに対する確信を強め、集団として極端な方向に向かうことがある。

また、評判も影響しうる。集団内に現にある意見とは違う意見を述べたり、集団内で支配的な意見に同調しなかったりすると、その集団内での評判を落とすかもしれない。集団構成員がそのような事態を恐れて本音を隠すことで、集団の傾向に不利な情報や反対意見が出てこなくなると、集団は元々の傾向をますます強めていく。

その他にも様々な要因が考えられる。例えば、集団の連帯意識や感情

紹 介

的紐帯の存在が集団極化への動きを強化することがある。また、集団の向かう方向に同意できない構成員が集団を脱退すると、反対意見がなくなつて集団はますます極端化する。

集団極化は、集団構成員が似たような考えのもち主である場合に起こる。一方で、集団が2つの正反対の立場を支持する人々から成り、その力が拮抗している場合、極化ではなく、中間的立場への変化（脱極化 depolarization）が生じることが、実験で確認されている。また、集団構成員が、極端な立場に立っているけれども、その立場に固執していないような場合は、より穏健な立場に変わることがある。つまり、集団の構成員が同等の勢力で分かれていて、人の話を聞く気がある場合には、極化とは反対の動きが起こることが予想される。

集団極化以外にも、専門家などの権威に従う気持ちが極端化を進めることもあるし、状況の圧力が人を過激な行動に向かわせることもある。

また、カスケード現象も重要である。情報と評判。人は、他人から得た情報によって、一定の言動に向かう示唆を得る。また、集団の他の構成員からの評判を気にして、言動を決めることもある。階段状の滝の水が落ちていくように、人の言動が他人に影響を与え、影響を受けた人の言動がまた別の人に影響を与え、さらにその人が…、というかたちで次々に波及していき、最終的に大勢が同様の言動に向かうことがあるのだ。

他人の言動に影響を受ける度合いは人によって異なるけれども、集団は様々な要因で極端化するのである。

第3章 変動

集団極化は、顕在化していなかった考えや願望を顕在化することもあるが、元々はなかった考えや願望を生み出すこともある。

例えば、テロリストのリーダーは、集団極化を起こすべく、同じような考えの持ち主を集め孤立させる。最近はより自然発生的に、人々のネ
(甲南法学'11) 51-4-312 (962)

ネットワークから極端化が生じるとされるが、どちらにしてもテロリズムは生まれるのではなく作り出される、という側面が否定できない。民族紛争も同様である。民族の憎しみはDNAに組み込まれているわけではない。後天的に刷り込まれ、強化されるのだ。旧ユーゴスラビアの内戦は、過去の憎しみが噴出したというより、それまでにはなかったはずの憎しみが、集団極化により生み出されたという側面がある。

第4章 極端化の防止

集団極化という現象がある。その認識は、熟議民主主義という考え方に対して重大な警告を発することになる。集団内で情報と意見を交換し合うことで不当な極端化が生まれるとすれば、熟議を経ることが妥当かどうかを問うてみなければならなくなる。

ただ、Sunsteinは、熟議民主主義を否定するつもりも、単純多数決を支持するつもりもないと言う。大事なのは、熟議がうまく機能する条件を探ることである。彼は、条件として多様性を挙げる。集団内に多様な人々がいて、様々なアプローチの仕方、情報、立場がある。そのような状況が必要だと。

多様性が重要であることは、アメリカの建国者たちによって既に気づかれていた。だからこそ、抑制と均衡 check and balance の実現が目指され、二院制や連邦制、大統領の拒否権、表現の自由の保障等々が採用されたのである。

今で言えば、連邦通信委員会、連邦取引委員会、連邦労働関係局などの独立規制委員会の仕組み。現行法上、これらの委員会の委員を単独の政党で固めることはできない。この要請は、集団極化を防止するためのものだとして理解できる（裁判官についてはそのような制度はないが、検討に値すると Sunstein は言う）。

第5章 良い極端化

ただ、悩ましいのは、集団極化が常に防止すべきものではなく、良い

紹 介

集団極化もあり得るということである。アメリカ独立革命や公民権運動等々、集団極化が全体における意見の多様性を増し、社会の「議論の蓄積」を増やすことも考えられるのだ。

例えば女性。男女混成の集団においては、女性は劣位に置かれ自ら沈黙することが多い。このような場合、女性だけの孤立集団 enclave を形成し議論することができれば、彼女たちは自信をつけ自分たちの意見に対する確信を強めることが可能になる。集団極化によって孤立集団は、社会にそれまでに意識されていなかった事実や意見を持ち込むことになる。そして、社会は以前よりたくさんを知ることになるのだ。

危険な事態を招かぬように集団極化を機能させる。そのようなことが可能だろうか。Sunstein は、孤立集団が最終的には競合する意見に触れることが必要だと述べる。最後まで壁を作って、自分たちを隔離するのではなく、異なる立場の人々の意見に触れ、話し合う必要がある、と。

抽象的な話としてはわかるが、具体的な方策としてはどのようなものが考えられるのか。Sunstein が挙げるのが、パブリック・フォーラム論である。この理論は、道路、歩道、公園等における表現活動を保護の要請が高いものと認め、許される規制を限定的に解するものだが、これは意見を言う側が様々な人に自分の意見を表明できるということにとどまらない価値をもつ。聞く側は、それまで知らなかった、自分からは近づかなかった事実や意見を聞く機会をもつことになる。つまり、パブリック・フォーラムに様々な情報や意見が流れることで、人々が様々な意見に出会う可能性を高め、自分たちの考えに沿った情報だけを耳にするのを難しくするのである。⁽³⁾

Sunstein は言う。人々が極端化することが好ましい場合もあるが、そうでない場合もある。不当な極端化を避けるためには、様々な意見が並び立つ状況を作り、抑制と均衡の実現が目指されなければならない、と。

3. 若干のコメント

(1) 上に見たような Sunstein の分析は非常に興味深いものであり、様々な視点からのコメントが可能だと思われるが、ここでは司法審査理論との関連で、若干のコメントを残しておきたい。

裁判所がどのようなアプローチで司法審査を行うかの問題は、裁判所が担うべき役割の問題と密接に結びつく⁽⁴⁾。Sunstein は、世論を二分するような激しい社会的論議的になっている論点について、裁判所が大掛かりな理論を使って決着をつけようとするべきではないとの立場をとる⁽⁵⁾。ただ、常にそのような謙抑的な態度が好ましいというわけではない。例外的に、民主プロセスが信頼に値しなくなる事態を生じた場合は、裁判所が一定の抽象的な理論を積極的に展開すべき場合があるとされる⁽⁶⁾。

このような立場との関係で本書の内容について考えると、以下のよう
な指摘ができる。第一、Sunstein は、裁判所に一定の謙抑的態度を求め
る代わりに、民主主義プロセスのあり方について注文をつける。少数者
の意見にも耳を傾ける熟慮に基づく決定を行うプロセスとして民主主義
を捉え、集団的決定の仕方に関しては、その時々
の裸の選好による決定に否定的な立場が示されている⁽⁷⁾。ここでは、単純な多数決ではなく集団
的議論を経た上での決定が好ましいとされたわけである。しかし、
Sunstein 自身が指摘するように、集団による議論が不当な極端化を生む
とすれば、みんなで議論をすれば良いとも言えなくなる。Sunstein は、
多様性の確保等、熟議をうまく機能させるための条件を提示するが、そ
のような条件を満たしつつ議論を行うという繊細さは現実世界において
実現可能なのだろうか。

そう考えると、「やはり、民主プロセスではなく、裁判官に多くを委ね
るべきだ」と言いたくなる人もいるかもしれない。しかし、Sunstein が
示すのは、裁判官の集団も極端化するという事実である。

紹 介

第二に、Sunstein は、民主プロセスの維持については裁判所が大きな役割を果たすとの立場をとるが、これを受け入れても、ここで想定すべき民主プロセスとはいかなるものかという問題は残る。規制が少なければ少ないほどよいのか、あるいは一定の場合には公的な介入が必要なのか。これは、民主プロセスの維持の必要性をもち出すすべての憲法解釈に関わる問題である。

言論の自由は民主プロセスと結びつけて重要性が語られる権利の一つだが、自由の領域が大きければ大きいほど、公権力による規制が少なければ少ないほど良いと、まだ言えるのだろうか。裁判所が言論の自由市場を守るために厳しい合憲性審査をすることが民主プロセスの維持に資すると、本当に言えるのだろうか。Sunstein は、集团的議論や情報の流通が不当な結果を生むことがあるとして、インターネットや誤った噂の流通防止など、自由市場に委ねきれない領域があると言う⁽⁸⁾。

いかなる民主主義の理念の下に、いかなるかたちの言論市場を想定すべきなのか。この問題自体古くから議論されてきたことであるし、規制の必要性と自由の保護との比較で検討を行うことになる点で変わりはないが、Sunstein の指摘は、このような議論をより複雑化させる可能性をもつと思われる。

(2) 最後に、二重の基準論との関係で一言。精神的自由と経済的自由（あるいは、民主プロセスに関わりのある権利とそれ以外の権利）を二分し、前者に対する規制の是非は後者に比べて厳しい司法審査がなされるべきだとされる。その理由の一つとして、後者の規制については様々な社会的事実を前提とした政策的判断を必要とするので、裁判所の判断になじみにくいことが挙げられる。ただ、もし、情報や意見の流通過程の健全さを維持するために一定程度の介入が必要だとすると、そのためにある種の政策的判断が必要となるので、その介入のあり方を裁判所が判断して良いのか、あるいは政治部門と司法部門の判断が異なる場合に
(甲南法学'11) 51-4-316 (966)

司法部門の判断を優先すべき理由はどこにあるのか、といった問題が提起される。最低限の経済活動の規制は不可欠であるが、表現の自由は規制がなくとも存在する⁽¹⁰⁾という単純な想定を、我々は今後も維持することができるのだろうか。

さらに言うと、抽象論として精神的自由と経済的自由を二分することができたとしても、両者の連関を完全に切り離すことができる場面は限られるのではないかと、私は思う。例えば、経済的自由が保障されていない場所で、一体どの程度の表現活動が可能なのだろうか。ノート、鉛筆、図書、パソコン等々。これらが自由に手に入らない状況で、どれほど効果的な表現行動がとれるのだろうか。

もう一言。「国の関与がなくても、精神的自由の一つである学問の自由は存在しうる」。しかし、(私学助成を含め)国庫から給料や研究補助を得ている憲法学者が、それを取り上げられて、一体何ができるのだろうか。

少し話が逸れた。本書は、人々の議論の仕方について新たな問題を提起するものである。Sunstein自身の処方箋は、パブリック・フォーラム論の再定位というかたちで示されているが、社会のあちこちに存在する様々な集団的議論の健全性を確保するための解決策が十分に示されているとは言い難い印象を受ける。ただ、問題を新たに提示することには、それ自体意味がある。本書が、我々がいかに考え行動すべきかを自らに問いかける契機となるのは、間違いないと思う。

- (1) 小川一夫監修『社会心理学用語事典〔改訂新版〕』(北大路書房、1995) 152頁。「集団分極化」「集団極性化」ともいわれる。
- (2) 110 Yale L. J. 71 (2000). この他本書に関連する論考として、Cass R. Sunstein, *Why Societies Need Dissent* (Harvard Univ. Press, 2003), Cass R. Sunstein, *Infotopia: Many Minds Produce Knowledge* (Oxford Univ. Press, 2006), Cass R. Sun-

紹介

- stein, *Why Groups Go to Extremes* (American Enterprise Institute, 2008).
- (3) それまで知らなかった、自分が欲したわけではない情報に出会うという点では、新聞、雑誌、テレビも同様の機能を果たしうる。ただし、インターネットは自分が好む情報だけに触れることを可能にする点で、問題がある。Cass R. Sunstein, *Republic.com 2.0* (Princeton Univ. Press, 2007). (初版邦訳、石川幸憲訳『インターネットは民主主義の敵か』(毎日新聞社、2003))。
- (4) 拙著『憲法13条解釈をどうやって客観化するか』(大学教育出版、2011)、第5、6章。大雑把に言えば、裁判所(裁判官)を信頼し大きな役割を期待するならば、積極的な司法審査を擁護することになりやすいし、大した役割を期待しないならば、裁判所による司法審査は抑制的であるべきだという主張に傾きやすい。前者の例として Dworkin、後者の例として Tushnet がいる。Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously* (Harvard Univ. Press, 1977, 1978), 148. 木下毅、小林公、野坂泰司訳『権利論 [増補版]』(木鐸社、2003)、194頁。「我々は、裁判官が誤りを犯す危険を誇張してはならない」。Mark Tushnet, *Taking the Constitution Away from the Courts* (Princeton Univ. Press, 1999), 163. 「我々は、裁判官が『適切に』行動することを保証できない」。
- (5) Cass R. Sunstein, *Legal Reasoning and Political Conflict* (Oxford Univ. Press, 1996) (hereinafter, Sunstein, *LRPC*), Cass R. Sunstein, *One Case at a Time* (Harvard Univ. Press, 1999) (hereinafter, Sunstein, *OCT*). 例えば、*Roe v. Wade* 410 U.S. 113 (1973) について、結論には反対しないが、決着のつけ方に問題があったと言う (Sunstein, *LRPC*, 180-181, Sunstein, *OCT*, 251-252)。コンセンサスが存在しない、理論的に深いところにある問題に決着をつけようとしたために、*Roe* 判決は、対立を激化、永続化させ、社会的安定を損ねてしまった。中絶権の有無や修正14条の保障内容のような一般理論レベルでの決着をつけなくても、事案は解決できたかもしれない、と (例えば、この事件で合憲性を問われた中絶を犯罪とするテキサス州法の規定が漠然不明確であることを理由として、違憲とするとか)。
- (6) Sunstein, *supra* note 5, *OCT*, 179.
- (7) Cass R. Sunstein, Democracy and Shifting Preferences, in *The Idea of Democracy* edited by D. Copp, J. Hampton, and J. E. Roemer (Cambridge Univ. Press, 1993). 森脇敦史「言論市場の『自由』と『制約』について」*阪大法学*51号5巻79頁(2002)。
- (8) Sunstein, *supra* note 3.
- (9) Cass R. Sunstein, *On Rumors* (Farrar Straus & Giroux, 2009).
- (10) 長谷部恭男『比較不能な価値の迷路』(東京大学出版会、2000) 104-105頁。